令和3年6月11日 開会 令和3年6月28日 閉会 (定例第5回)

# 大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

#### 大山町告示第142号

#### 令和3年第5回大山町議会定例会を次のとおり招集する

令和3年6月8日

大山町長 竹口 大紀

- 1 日 時 令和3年6月11日(金) 午前10時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件 提出案件表のとおり

\_\_\_\_\_

## 〇開会日に応招した議員

小 谷 英 介 西 本 憲 人 豊 哲也 島田一恵 森本貴之 池 田 幸恵 大 原 広 巳 門 脇 輝 明 正 治 大 杖 正 彦 大 森 杉谷洋一 近藤 大介 吉 原 美智恵 岡田 聰 米 本 隆 記 野 口 俊 明

\_\_\_\_\_

# 〇応招しなかった議員

なし

\_\_\_\_\_\_

# 第 5 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1号)

令和3年6月11日(金曜日)

#### 議事日程

令和3年6月11日(金曜日)午前10時 開会

- 1 開会 (開議) 宣告
- 1 議事日程の報告
- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の所信表明について
- 日程第 5 議案第 56 号 大山町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 57 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 58 号 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更す る協議について
- 日程第 8 議案第 59 号 大山町赤松・明間・中槙原辺地に係る総合整備計画の策定につ いて
- 日程第 9 議案第 60 号 大山町香取辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 10 議案第 61 号 大山町二本松・大中尾辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第11 議案第62号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第12 議案第63号 令和3年度大山町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 13 議案第 64 号 令和 3 年度大山町開拓専用水道特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 14 議案第 65 号 令和 3 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 15 議案第 66 号 令和 3 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算

(第2号)

- 日程第 16 議案第 67 号 令和 3 年度大山町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第17 議案第68号 令和3年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 18 議案第 69 号 令和 3 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第19 議案第70号 令和3年度大山町温泉事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 20 議案第 71 号 令和 3 年度大山町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

\_\_\_\_\_.

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

				Ŀ	出席議員	(16 =	名)					
]	l 番	小	谷	英	介		2番	西	本	憲	人	
į.	3番	豊		哲	也		4番	島	田	_	恵	
Ę	5番	森	本	貴	之		6番	池	田	幸	恵	
7	7番	門	脇	輝	明		8番	大	原	広	巳	
Ç	)番	大	杖	正	彦	1	0番	大	森	正	治	
1 1	番	杉	谷	洋	_	1	2番	近	藤	大	介	
1 3	番	吉	原	美智	恵	1	4番	岡	田		聰	
1 5	番	野	口	俊	明	1	6番	米	本	隆	記	
					_ •	— • –						
局長		野	間		<b>務局出席</b> 光					···Ξ	谷	輝義
			説	明のフ	ため出席	した都	者の職	氏名				
町長	• • • • • •	…竹	П	大	紀	教育	長 …			意	第 見	見 寛 幸
副町長	• • • • • •	…小	谷	章	Ē	総務	課長			······- <u>/</u>	金 田	日 茂 之
		井	上	育	ŧ							

○議長(米本 隆記君) 皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、町民の皆様に議員討論会の開催についてご案内をいたします。 討論会のテーマは「新しい議会で考える開かれた議会とは」です。

討論会の期日は、6月24日木曜日の午後1時30分から、2時間程度を予定しています。

当日は大山チャンネルで生中継いたしますが、傍聴にもぜひおいでいただきますよう お願いします。

\_\_\_\_\_. · \_\_\_\_. · \_\_\_\_. · \_\_\_\_.

○議会事務局長(野間 光君) 互礼を行います。ご起立ください。一同礼。着席くださ

\_\_\_\_\_.

#### 開会・開議・議事日程

○議長(米本 隆記君) ただいまの出席議員は、16人です。

定足数に達していますので、令和3年第5回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

\_\_\_\_\_.

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(米本 隆記君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、5 番 森本貴之議員、6 番 池田幸恵議員を指名します。

\_\_\_\_\_.

#### 日程第2 会期の決定について

○議長(米本 隆記君) 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 6月 28 日までの 18 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(米本 隆記君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 6月28日までの18日間に決定しました。

\_\_\_\_\_.

#### 日程第3 諸般の報告について

○議長(米本 隆記君) 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局に ありますので閲覧してください。

本日までに受理した陳情は、配付しました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

本定例会に町長から提出された議案は、提出案件表のとおりであります。

次に町長から、政務報告につづき報告第 10 号 長期継続契約締結の報告について まで、計 8 件の報告の申し出があります。

これを許します。竹口 大紀町長。

**〇町長(竹口 大紀君)** 皆さん、おはようございます。本日からの6月定例議会、どうぞよろしくお願いいおたします。

それでは、令和3年6月定例議会における政務報告として、3月定例議会以降における各種事務事業の取組み状況について、その主なものをご報告いたします。

まず、総務課関係の大山町消防団全団員訓練及び表彰状伝達式についてです。

4月4日、名和農業者トレーニングセンターにおいて、令和2年中に表彰を受けられた方に表彰状の伝達を行い、引き続き西部広域消防隊員の指導により全団員訓練を実施しました。

次に町長及び町議会議員選挙の執行についてです。

4月18日、任期満了に伴う大山町長及び大山町議会議員の一般選挙を執行しました。 町長選挙は無投票でしたが、議会議員選挙は定数16名に対し、20名が立候補され激戦 となりましたが、投票率は68.80%と前回選挙より6.97ポイント下がりました。

続きまして、健康対策課関係の新型コロナワクチン接種についてです。

高齢者の集団接種1回目を5月10日から5月30日まで実施し3,893人の方が接種を受けられました。また高齢者施設の入所者で町内在住者の方は440人接種を受けられ、これらを合わせて高齢者の接種率は5月末で68.9%となっています。現在、高齢者の集団接種2回目を実施しています。

また、60歳から64歳までの1回目、2回目接種を、高齢者の追加日程と合わせて6月下旬から7月下旬にかけて実施するようにしており、6月中旬には接種券等を発送する予定です。

続きまして建設課関係の交付金事業についてです。

令和2年度繰越しました町道安原淀江線改良工事及び町道保田寺坂線保田橋外1橋の橋梁補修工事は、4月に工事完了しました。豊成橋外1橋の耐震補強工事委託について、4月に業務発注いたしました。

次に、単県斜面復旧事業についてです。

令和2年度繰越しました旧奈和3地区斜面復旧工事ついて、5月末に工事完了しました。

続きまして農林水産課関係の松くい虫等防除事業についてです。本年度も松くい虫被害の拡大を防止するため、松くい虫特別防除事業を5月17日に発注し、町内4カ所の松林386haでヘリコプターによる薬剤空中散布を実施します。1回目の散布は終わり、2回目は6月14日から実施いたします。

続きまして観光課関係の大山夏山開き祭についてです。6月5日・6日に予定しておりました、第75回大山夏山開き祭は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、たいまつ行列を含む前夜祭を中止としました。

また、山頂祭は、新型コロナウイルス感染症拡大により、阿弥陀堂横に場所を変更 し、6月4日に関係者のみで実施しました。

最後に、徴収金関係です。令和2年度も未収金の収納に向けて、督促、電話催告、臨

戸訪問等の外、法的処分による徴収に取り組んでまいりました。各課の徴収実績は、別 紙資料のとおりです。

続きまして、報告第4号 令和2年度大山町一般会計予算の明許繰越については令和2年度大山町一般会計予算を令和3年度に明許繰り越しとしましたので、地方公営、治法施行令第146条第2項の規定により、別紙報告書のとおり議会にご報告するものであります。

続きまして報告第5号 令和2年度大山町水道事業会計予算繰越報告については、令和2年度大山町水道事業会計予算を令和3年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会にご報告するものであります。

続きまして報告第6号から7号 令和2年度大山恵みの里公社収入支出決算について並びに令和3年度大山恵みの里公社収入支出予算については、地方自治法第243条の3第2項及び地方自治法施行令第173条の2第1項の規定に基づき、一般財団法人大山恵みの里公社の令和2年度決算並びに令和3年度予算に係る書類を提出するものであります。

これは、地方自治法第 221 条第 3 項及び地方自治法施行令第 152 条第 1 項第 2 号の規定により、町が出資しております同公社につきまして、経営状況を説明する資料を議会に提出する必要があるとされていることによるものです。

続きまして報告第8号から9号 第11期 一般社団法人大山観光局収入支出決算について並びに第12期一般社団法人大山観光局収入支出予算については、地方自治法第243条の3第2項及び地方自治法施行令第173条の2第1項の規定に基づき、一般社団法人大山観光局の第11期決算並びに第12期予算に係る書類を提出するものであります。これは、地方自治法第221条第3項及び地方自治法施行令第152条第1項第2号の規定により、町が出資しております同観光局につきまして、経営状況を説明する資料を議会に提出する必要があることとされていることによるものです。

続きまして報告第 10 号 長期継続契約締結の報告については、大山町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 4 条の規定に基づき、委託契約等を締結いたしましたので、議会にご報告するものであります。

契約の内容等につきましては、お手元に配布しております「長期継続契約締結報告書」のとおりであります。

以上で、報告の説明を終わります。

○議長(米本 隆記君) これで諸般の報告を終わります。

\_\_\_\_\_.

#### 日程第4 町長の所信表明について

○議長(米本 隆記君) 日程第4、町長の所信表明についてを議題にします。

町長から、今後の施政を行うにあたり、所信の一端を述べさせていただきたい旨の申

し出があります。

これを許します。竹口大紀町長。

あ、ちょっと待ってくださいね。所信表明はございません。所信表明はされた後に、 それをまとめたものを配布されます。休憩します。

# 午前 10 時 14 分休憩午前 10 時 18 分再開

- O議長(米本 隆記君) 再開します。それでは所信表明をお願いします。 竹口大紀町長。
- **〇町長(竹口 大紀君)** 町長に就任して、1 期 4 年が過ぎ、今年度は 2 期目 4 年間の始まりの年となります。

本日は、町政の方針について説明する機会をいただき、心から感謝を申し上げますと ともに、これまでの4年間、町政に御理解と御協力をいただきました町民の皆様、関係 者の皆様に厚く御礼を申し上げます。

2期目の政策の基礎となるのは、人口減少対策です。これは1期目の方針と変わるものではありません。私が考える人口減少対策とは、子供から御年配の方まで、町民みんなが暮らしやすいまちづくりをすることです。教育、子育て支援や移住定住施策だけではなく、経済産業が成長するまちづくり、健康長寿、福祉のまちづくりなど、1人でも多くの人が大山町に住んでよかった、大山町に住み続けたい、大山町に戻ってきたいと感じてもらえる環境づくりが必要です。1期目の4年間も同じ考えで、各種政策に取り組んでまいりました結果、合併後の大山町で初めて人口社会増となるなど、少しずつ実を結んできております。

転入超過の傾向は見え始めましても、人口全体としては、依然として、減少傾向は続いており、亡くなられる人数より、生まれる人数が少ない。人口自然減を早期に止めるため、出生率の向上は必須であると考えております。令和2年に策定しました地方創生総合戦略を着実に実行し、数値目標である。令和6年度の人口社会増30人、令和12年度の合計特殊出生率1.95を達成できるよう、そして、その結果を伏せ大山町が発展していくよう引き続き努めてまいる所存であります。

このような基本的な考え方をもとに、町民の皆様に示した2期目4年間の五本柱に関しまして御説明をいたします。

一つ目の柱は、町民みんなが暮らしやすいまちづくりです。

町民みんなが暮らしやすいまちづくりのためには、町民の皆さんとの協働が必要であります。地域自治組織や集落自治会を初め、地域の皆さんと連携し、力を合わせて、暮らしやすいまちづくりを進めてまいります。皆さんがお住まいの地域における様々な課題に、柔軟かつ迅速に対応するためには、それぞれの地域での主体的な活動が求められています。地域で解決できる課題には地域で対応し、地域で解決出来ない課題には行政

として対応するといった役割分担によって、限られた人的資源や財源を有効に活用する ことで、皆さんの地域が今まで以上に暮らしやすい環境になることを目指してまいりま す。

近年、毎年のように発生している自然災害に対しては、平常時の備えを強化することが、暮らしやすいまちづくりにとって重要です。対策本部の体制だけでなく、町民一人一人の防災意識が高まるよう、啓発に努めつつ、災害発生に備えて、外部の団体や企業との連携を充実させるなど、防災力の強化を確実に進めてまいります。新型コロナウイルス感染症の対応といたしましては、ワクチン接種の早期完了を目指すとともに、引き続きの感染防止策や事業者への支援策に取組、健康も経済も守る体制づくりを行います。

1 日も早く新型コロナウイルス万元前の日常を取り戻すことで、より一層暮らしやすいまちになるよう、尽力してまいります。

ここ数年、町内で需要が高まっている宅地や賃貸住宅の供給は、暮らしやすいまちづくりのために欠かせません。宅地が常に購入できる状態を旧町単位で維持していくとともに、PFI 手法など、民間事業者との連携による賃貸住宅の供給を強化していくことで、大山町出身者のUターンや実家の近くで暮らす近居などを促進してまいります。

暮らしやすいまちにおいて、買物場所や医療、移動手段はなくてはならないサービスです。日常の消費行動が町内で促進されるよう、商業の充実を図り、また、地域医療が維持できるよう、引き続き関係機関との連携を進めてまいります。

貨客混載などの改善を試みてきた公共交通は、利用者の利便性が向上するよう、抜本的な見直しも不可欠です。運転免許がなくても、移動手段に困らないよう、免許返納者 や運転免許を持たない方への支援も強化していく考えです。

暮らしやすい町の要因として、国立公園である大山を初め豊かな自然環境が挙げられます。人の手によって守られ、受け継がれてきた自然環境を次世代に残すためにも、環境保全活動を初め、プラスチックごみやCO2の排出抑制に取り組んでまいります。

まちの景観として、利用できる空き家の活用も大切ですが、利活用出来ない状態の空き家対策は急務です。危険な状態である特定空き家は、行政代執行による除却も視野に入れて、対応の迅速化を図り、地域住民が安全で、安心して暮らせるまちを目指します。 二つ目の柱は、教育、子育て、生涯学習のまちづくりです。

出生率は、教育と子育てにかかる経済的負担が関係しているとの研究報告があります。各家庭の希望する子供の数と、実際の子供の数の差が生じる要因として、内閣府や鳥取県の調査結果でも示されているのが、教育と子育てに係る経済的負担です。平成 28 年から令和元年までの4年間で、県平均の合計特殊出生率はおよそ1.6で、ほぼ横ばい。一方、大山町は、平成28年の1.50、平成29年の1.63、平成30年の1.65、令和元年の1.81と右肩上がりで、平成30年からは県平均を上回っています。これは教育と子育てに係る経済的負担の軽減策強化が一因となっているとも考えられ、今後も出生率の向

上が続くよう、引き続き、教育と子育てに係る経済的負担の軽減を図ってまいります。

出生率と相関関係があるとの研究がされているのが、男性の家事育児負担割合です。 世界的には男性の家事育児負担割合が高いと。合計特殊出生率が高くなる傾向があると され、古い価値感を払拭し、本格的に男性が家事育児に携わる意識改革が必要であると 考えています。ジェンダー平等や、女性活躍を進めるためにも、男性の家事育児負担割 合を平等に近づけ、1人一人が暮らしやすいまちを目指してまいります。

旧中山町から交流を続けているカリフォルニア州、テメキュラ市との姉妹都市提携は、今年で 27 年となります。この長きにわたる交流によって、英語教育のまちづくりに向けた土台は、でき上がっているものと認識しております。今こそ英語教育の意識を全世代に広げ、生涯学習としての英語教育を推進すべきではないでしょうか。国際化がますます進む現代において、コミュニケーションツールとしての英語力は交流を広げ、やりがいを生み出す、人生を豊かにするものだと考えております。英語教育のまち大山町を目指して、子供から高齢者まで、幅広く英語が学べる環境づくりを進めてまいります。

40 年ぶりの大改革となった少人数学級に関する法改正は、学校教育の環境改善につながっていくものであります。教員の働き方改革も議論になる中、働き方改革に寄与するのは、1 学級当たりの児童生徒数をより少なくすることだと考えます。大山町では、県の制度を活用しながら、国の基準以上に少人数学級を推進し、児童生徒一人一人に寄り添う学校教育を進めてまいります。

図書館は、まちづくりにおける市の拠点であります。

町民一人一人の成長とともに、新たな知識を身につけ、学び直しができる場を提供することで、生涯にわたって、社会の求めに応じた活躍ができると考えております。 雇用を生み出すために、企業誘致が必要な時代から、仕事ができる能力を身につけ、住む場所にとらわれることなく、仕事につく時代へと変化する社会情勢をとらえ、それらに対応するための方策の一つとして、図書館機能強化によるリカレント教育を推進してまいります。

三つ目の柱は、経済産業が成長するまちづくりです。

経済産業が、成長する町のためには、基幹産業の一つである農林水産業の成長は欠かせません。農林水産業従事者の所得を向上させ、後継者を育成することで、第一次産業が持続可能な産業となるよう尽力してまいります。農業の発展はもとより、畜産業、酪農業、林業、水産業など、大山町の資源を生かした産業の発展を目指す考えであります。

第一次産業、第二次産業、第三次産業がバランスよく構成されている大山町では、企業の経営拡大を図ることが、雇用を生み、経済を発展させることにもつながります。 中小企業の生産性向上を支援し、それぞれの企業の成長とともに、町内経済が成長するよう、関係機関との連携をさらに進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響でリモートワークに取り組む組織が増えてきており

ます。会社に出社することなく、働く場所にとらわれない仕事の機会が増加している今、新たな人の動きが生まれつつあります。観光と移住の中間に位置するイメージで、仕事と休暇を一体的に行うワーケーションの推進に取組、リモートワークによる雇用創出を目指してまいります。

リモートワークによる雇用を生み出すためには、不足するデジタル人材の育成が欠かせません。企業が求めている人材と、仕事を探している人のギャップ解消に向けて、取組を進めてまいります。学術機関や関係機関との連携も引き続き強化し、ゼロから事業を起こす人の支援体制を構築構築することによって、企業による経済経済成長を取り込めるまちづくりを目指します。

観光分野においては、練り直しを進めている観光戦略として、アウトドアアクティビティを軸にした戦略を進めていく考えであります。大山の観光関連産業の発展は、アウトドアアクティビティと共にあると言っても過言ではありません。西日本最大級のスキー場によるウインタースポーツを初め、グリーンシーズンの登山や合宿など、その自然環境を生かした各種体験や活動が集客力となり、滞在時間が延びることで、経済波及効果につながっています。

多様化するアウトドアアクティビティの需要に応えるだけの潜在的資源は、大山町内 に多数存在するものと認識しておりますので、海側も含めた町内全体の資源を磨き上げ、 アウトドアタウン大山町の活用を高めてまいります。

4つ目の柱は、健康・長寿・福祉のまちづくりです。

健康で長生きするためには、けがや病気認知症など、あらゆるリスクを未然に防ぐことが大切であると考えています。

健康寿命の延伸を図るために、これまで取り組んできた各種事業を充実させるととも に、認知症や要介護状態等になられた方やその御家族が、安心して暮らせるまちづくり に向けて、地域の理解を深めるための啓発にも力を入れてまいります。

高齢化社会が進み、社会情勢も大きく変化している今日において、高齢者や障害者の権利擁護は大きな課題です。高齢者や障害者の人権や財産などの権利を擁護することで、地域で安心して暮らすことができるよう、福祉介護課と人権推進室の連携をより一層進め、人権啓発に努めるとともに、外部機関との連携等によって、成年後見制度の推進を図ってまいります。

町民が健康づくりや介護予防、生きがいづくりをする上で、大山の環境を活かすことが大切ではないでしょうか。

観光分野で整備を進めるアウトドアアクティビティの環境づくりは、決して観光客のためだけではありません。ウオーキングやサイクリングなどの体を動かす活動のほか、釣りやキャンプなど、大山町民だからできる健康づくりや、介護予防につながる生きがいづくりのスタイルを新たに切り開いていきたいと考えております。

子どもから高齢者まで、町民みんなが安心して暮らせるまちづくりのために、地域包括ケアシステムの構築は欠かせません。地域包括ケアシステムは、法の定義やこれまでの概念として、要介護者を中心とした高齢者への支援体制等について進められてきていますが、必要な支援を包括的に確保するという理念を普遍化することが求められています。

新たな概念として、地域共生社会など、様々な表現がなされていますが、基本的な理念は同じであると考えております。地域で困り事を抱えている人全てに対して、必要な支援ができる体制づくりを進めてまいります。

そのように、包括的な支援体制をつくる上で、行政の役割としては、調整機能を強化するべきであると考えております。それぞれに、困り事を抱えている人が、その内容によって相談先を選ぶのではなく、総合的に相談を受けられる組織体制を構築し、行政側で困り事への対応をコーディネートすることで、安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

五つ目の柱は、行財政改革による持続可能なまちづくりです。

様々な政策を実現する上で、町民の声を最大限反映し、町民目線の行政サービスを提供することは重要です。町民の声を広く聞く広聴活動を引き続き充実させ、民意との差が生じない行政運営を行ってまいります。

交付税の合併算定替措置が終了し、歳入の約半分を占める交付税の減少幅も緩やかになってまいりました。今後の財政見通しを考慮し、基金を積極的かつ有効に活用しながら、緊急的な事態に備え、財政調整基金は、標準財政規模の2割程度を確保してまいります。

さらには、予算における査定や事業の見直しなどを通じて、毎年の決算における実質 収支の黒字を確保し、安定的な行政運営ができるよう努めてまいります。

行財政改革を進めるために、デジタル活用を図ることは必須であります。役場組織内のデジタル化を推進する体制をつくり、技術の活用による業務効率向上と、サービスの利便性向上を推進してまいります。そして、職員の能力を高める人材育成のために、各種研修を充実させ、さらには、町民や事業者もオープンに参加できる研修機会を増やし、政策立案能力や接遇技術の向上等によって、住民満足度を高めてまいります。

以上五つの政策的な柱を御説明いたしました。

人口減少対策をさらに前に進め、子供から御年配の方まで、みんなが暮らしやすいま ちづくりに2期目の4年間も引き続き取り組んでまいる所存です。

議会の皆さん町民の皆さんのより一層の御理解と御協力をお願い申し上げまして所信表明とさせていただきます。

\_\_\_\_\_.

〇議長(米本 隆記君) 日程第 5、議案第 56 号 大山町手数料条例の一部を改正する条例についてから、日程第 11、議案第 62 号 損害賠償の額を定めることについてまで、計 7 件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

〇町長(竹口 大紀君) 議案第56号 大山町手数料条例の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カードは、地方公共団体情報システム機構が発行するものとして明確化されたことから、大山町手数料条例について所要の改正を行うものです。

なお、この条例の施行は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する 法律の施行の日からとしています。

続きまして議案第 57 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例については、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正に伴い、老齢福祉年金の受給停止となる所得の額が見直されたことにより、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容としましては、助成の対象となる障がい者の所得の額の基準額を改めるものであります。

なお、この条例の施行日は令和3年8月1日としております。

続きまして議案第 58 号 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約を変更する協議については、鳥取県西部広域行政管理組合を構成する市町村の共同処理事務として運営してきた「うなばら荘」を、令和 3 年度末で廃止することに伴い組合規約の変更を行うため、構成市町村議会の議決を求めるものでありす。

うなばら荘の今後のあり方については、令和元年度から組合と構成市町村で協議を行い、全国的に行政サービスとして老人休養ホームを運営する自治体が減少してきていること、需要が低下してきていること、また施設の継続運営に構成市町村の大きな財政負担が必要となることから、令和3年度末で運営を終了することとなっております。

続きまして議案第59号 大山町赤松・明間・中槇原辺地に係る総合整備計画の策定については、赤松・明間・中槇原辺地内を運行しているスクールバスが、本町の保有するスクールバスの中でも最も古く、老朽化が進んでいるため、安心安全な通学の確保のために更新するもので、計画期間は、令和3年度の1ヵ年とし、総事業費は1,027万3,000円とするものであります。

なお、今回の策定につきましては、鳥取県知事との事前協議がすでに整っていること を申し添えます。

続きまして議案第 60 号 大山町香取辺地に係る総合整備計画の策定については、県が実施する中山 3 期地区農業競争力基盤整備事業に伴う香取辺地内の営農飲雑用水施設整備について、当該整備事業で定められた負担率に応じた費用を負担するためのもので、

計画期間は、令和3年度から令和4年度までの2ヵ年とし、総事業負担金額を1,575万円とするものであります。

なお、今回の策定につきましては、鳥取県知事との事前協議がすでに整っていること を申し添えます。

続きまして、議案第 61 号 大山町二本松・大中尾辺地に係る総合整備計画の策定については、県が実施する中山 3 期地区農業競争力基盤整備事業に伴う二本松・大中尾辺地内の営農飲雑用水施設整備について、当該整備事業で定められた負担率に応じた費用を負担するためのものであります。

また、5 t 級除雪ドーザの新規購入に関しては、二本松・大中尾辺地内の除雪を実施 している除雪車が、下中山地区周辺や公共施設関係の除雪も行っており、目標とする完 了時刻までに除雪できていないため、冬季の安心安全な道路利用確保に向けて、5 t 級 除雪ドーザ1台を新規購入し、除雪体制の充実を図るものであります。

営農飲雑用水施設整備の計画期間は、令和3年度から令和6年度までの4ヵ年とし、 総事業負担金額は9,000万円、除雪機械の計画期間は、令和3年度の1ヵ年とし、総事 業費を1,516万7,000円とする計画であります。

なお、今回の策定につきましては、鳥取県知事との事前協議がすでに整っていることを 申し添えます。

続きまして議案第 62 号 損害賠償の額を定めることについては、町の義務に属する 支払いの遅延により、契約の相手方に損害賠償を支払う必要が生じたことから、地方自 治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものです。

概要としましては、公用車リース料の支払い期限を超過したことにより遅延利息が生 じたもので、損害賠償の額は 2,380 円です。

遅延利息が生じた原因は、チェック体制の不備によるもので、今後の再発防止策を講 じるとともに、深くお詫びを申し上げる次第であります。

以上で提案理由の説明を終わります。

#### 日程第 12 議案第 63 号 ~ 日程第 20 議案第 71 号

○議長(米本 隆記君) 日程第 12、議案第 63 号 令和 3 年度大山町一般会計補正予算 (第 3 号) から日程第 20、議案第 71 号 令和 3 年度大山町水道事業会計補正予算(第 1 号)まで、計 9 件を一括議題にします。

提案理由の説明を求めます。竹口 大紀町長。

〇町長(竹口 大紀君) 議案第63号 令和3年度大山町一般会計補正予算(第3号)については、骨格予算から本予算に移行するにあたり歳入歳出の追加が必要となったことと、既定の事業内容の変更及び追加の必要が出てきたこと、新型コロナウイルス感染症拡大に対応する経済対策や感染防止対策に係る事業の新規計上などにより、既定の歳入

歳出予算に 10 億 155 万 8,000 円を追加し、総額を 109 億 1,090 万 5,000 円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明いたします。

国庫支出金は、1億8,393万6,000円の増額で、主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億1,446万9,000円、社会資本整備総合交付金3,614万6,000円の追加、地方創生推進交付金2,189万2,000円の新規計上などであります。

県支出金は、1億2,460万5,000円の増額で、主なものは、鳥取梨生産振興事業補助金2,407万8,000円、農山漁村地域整備交付金1,350万円の新規計上などであります。 寄附金は、3,046万7,000円の増額で、主なものは、ふるさと応援寄附金3,000万円の 追加などであります。

繰入金は、2億6,356万1,000円の増額で、主なものは、前年度までにふるさと納税 として寄付をいただき積み立てを行ったふるさと応援基金を取り崩し、地域自主組織育 成支援事業や小中学校給食費全額助成などの財源として活用するものであります。

町債は、2億4,990万円の増額で、町道改良事業5,510万円の追加、人権交流センター空調設備改修事業2,750万円の新規計上などであります。

次に歳出について、主なものをご説明いたします。

総務費は、1億5,124万2,000円の増額で、主なものは、ふるさと応援寄附金の増に伴うふるさと応援基金事業3,000万円の追加、大山町まちづくり活性化交付金2,135万1,000円の新規計上などであります。

民生費は、7,660 万5,000 円の増額で、主なものは、保健福祉センターだいせん点字 ブロック設置工事534 万5,000 円、大山町訪問サービス事業所支援補助金752 万3,000 円、人権交流センター空調設備改修事業2,756 万9,000 円の新規計上などであります。

農林水産費は、2億6,728万4,000円の増額で、主なものは、野生鳥獣被害防止事業1,015万6,000円、しっかり守る農林基盤交付金事業3,200万円の追加、鳥取梨生産振興事業補助金2,485万8,000円、御来屋漁港海岸護岸改修工事測量設計業務委託料2,700万円の新規計上などであります。

商工費は、1 億 8,963 万 3,000 円の増額で、主なものは、新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金に係る「ありがとう!大山みんなで応援券」発行事業 1 億 223 万 5,000 円、大山町住環境整備支援事業 2,000 万円、感染予防対策に係る施設整備支援 事業 3,000 万円の新規計上、地方創生推進交付金事業に係る常設マウンテンバイクコー ス造成工事 750 万円、スキー場グリーンシーズン活用補助金 500 万円の新規計上などで あります。

土木費は、1億4,725万5,000円の増額で、主なものは、小規模急傾斜地崩壊対策事業700万円の追加、除雪ドーザ購入事業1,468万3,000円、町道安原淀江線改良工事5,000万円の新規計上などであります。

教育費は、1億4,643万3,000円の増額で、主なものは、小中学校給食費の全額補助 を実施するための学校給食費補助金4,962万円の追加、名和中学校受変電設備更新工事 1,100万円の新規計上などであります。

続きまして議案第 64 号 令和 3 年度 大山町開拓専用水道特別会計補正予算(第 2 号)については、県営中山 3 期営農飲雑用水事業に係る地元負担分を、一般会計に繰り出すため、既定の歳入歳出予算に 1,508 万 5,000 円を追加し、総額を 3,177 万 9,000円とするものです。

続きまして議案第 65 号 令和 3 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、人件費の補正が主なもので、既定の歳入歳出予算から 26 万 4,000 円を減額し、総額を 22 億 569 万 2,000 円とするものです。

続きまして議案第 66 号 令和 3 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 2 号) については、主に、診療所医師の住居手当、大山口診療所車庫の撤去に係る 手数料、大山診療所の備品購入費及び予備費の増額を行うもので、既定の歳入歳出予算 に 217 万 3,000 円を追加し、総額を 3 億 3,654 万 9,000 円とするものです。

続きまして議案第 67 号 令和 3 年度大山町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)については、人件費の補正が主なもので、既定の歳入歳出予算に 576 万 5,000 円を追加し、総額を 22 億 9,232 万 9,000 円とするものです。

続きまして議案第68号 令和3年度 大山町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)については、主な内訳として、中継ポンプ場の制御盤更新工事、及び施設の維持管理並びに、不測の事態に対応するためのトラック購入費用が主なもので、既定の歳入歳出予算に2,820万3,000円を追加し、総額を4億8,210万9,000円とするものです。

続きまして議案第69号 令和3年度 大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、主な内訳として、マンホールポンプ施設の電気設備更新工事及び、中継ポンプ場の自動通報装置の更新が主なもので、既定の歳入歳出予算に2,596万8,000円を追加し、総額を4億2,967万4,000円とするものです。

続きまして議案第70号 令和3年度大山町温泉事業特別会計補正予算(第1号) については、中山温泉館の破損している照明器具の修繕料が主なもので、既定の歳入 歳出予算に32万2,000円を追加し、総額を534万1,000円とするものです。

続きまして議案第71号 令和3年度大山町水道事業会計補正予算(第1号)については、資本的収入及び支出について補正を行うもので、主な内容としましては、中山第2配水池整備事業において、建設地の地盤強度不足により、地盤改良工事が必要となり、配水施設整備費を4,070万円増額するものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

# 散会報告

○議長(米本 隆記君) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

次会は、6月22日に会議を開き、一般質問を行いますので、 定刻の9時30分までに本議場に集合してください。

本日はこれで散会します。

\_\_\_\_\_.

# 午前 11 時 11 分散会

\_\_\_\_\_.